できる。
できる。

できる。

(3)提案に至るまでの過程に(2)他の地方公共団体における類似する政策との比較検討の結果

(5) 財源の状況(4)総合計画との整合性

(6)将来にわたる費用負担の

(自由討議による合意形成)

とする

(調査制度等の活用)

定による専門的事項に係る調(昭和22年法律第67号)の規に当たっては、地方自治法第9条 議会は、議案の審議

する。 人制度の活用に努めるものと 査制度、公聴会制度及び参考

(政務調査費)

費10条 議員は、議員の調査 研究に資するため、鶴ヶ島市 研究に資するため、鶴ヶ島市 観定により交付される政務調 担定により交付される政務調 を費を有効かつ適正に執行し なければならない。 2 議長は、鶴ヶ島市議会の 政務調査費に関する条例の規 でにより提出された政務調査 でにより提出された政務調査

おける市民との連携の内

(議員研修の充実強化

第11条 議会は、議会及び議の充実及び強化に努めるものの充実及び強化に努めるもののが表している。

(議会広報の充実)

心を持てるよう議会の広報活多くの市民が議会と市政に関手段を活用することにより、

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会及び議力を高めるため、議会事務局力を高めるため、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化に努めるものとする。

(議員の行動規範)

第14条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的を発が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよ

の関係)

第15条 議会は、この条例が第15条 議会運営に関する基本的事項 覚し、議会に関する他の条例 での他の規程を制定し、改正し、又は廃止する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

継続的な検討)

第16条 議会は、この条例の規定
施行後、常に市民の意見、社
施行後、常に市民の意見、社
議会運営に係る不断の評価と
議会運営に係る不断の評価と
な善を行い、この条例の規定

措置を講ずるものとする。あると認めるときは、所要の

附則

施行する。 この条例は、公布の日から

3月25日に施行しました。※議会基本条例は、平成21年

議会報告会2009を

会総務、産業建設、文教厚生のうよ可した席して、女性センターハーモニーの日で「議会報告会2009」を日の日で「議会報告会2009」をはと

総務、産業建設、文教厚生の 各常任委員会ごとに、3月議会 で審議した事項を報告しました。 に審議した事項を報告しました。 り直しと平成21年度一般会計予 見直しと平成21年度一般会計予 見直しと平成21年度一般会計予 整理事業見直し、文教厚生常任 整理事業見直し、文教厚生常任 整理事業見直し、文教厚生常任 を責会は主に介護保険の見直し、 介護保険・国民健康保険と福祉・ 介護保険・国民健康保険と福祉・ た。

用モデル構築事業の内容、定額会場からは、地域ICT利活

問がありました。

豊、介護保険の低所得者に対す
・介護保険の低所得者に対す

